

令和8年度 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業 募集について

1 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度実施要綱に基づき、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録し、かつ、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している企業・団体の中で、特に優秀な取組や他の模範となる独自の取組を行っている企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業（以下「エクセレント企業」という。）」に認定します。

2 認定までのスケジュール

エクセレント企業認定必要項目及び評価項目をもとに、県が委嘱した専門家、有識者等によるエクセレント企業認定審査会での審査を経て認定します。

令和8年	5月26日～7月17日	・募集
	6月3日・6月5日	・企業向けの説明会
	8月下旬～9月下旬頃	・現地調査：訪問によるヒアリング調査
	11月上旬頃	・再提出・追加提出の最終期限
	12月頃	・エクセレント企業認定審査会での審査
令和9年	1月頃	・申請企業へ結果通知
	2月頃	・認定式の開催

※スケジュールは変更となる場合があります。

※現地調査とは、岐阜県職員及び岐阜県が委嘱したアドバイザー（社会保険労務士）が申請企業を訪問し、書類記載内容の確認、オリジナルの取組についての聞き取り、法令遵守状況の確認等を行うヒアリング調査です。

※エクセレント企業認定審査会での審査内容はすべて非公開とし、申請者へは審査結果のみ通知します。

3 申請書類

- ① 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定申請書（様式1）
- ② 関係法令の遵守状況について
- ③ ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証の写し
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画及び策定・変更届、及び行動計画の写し
- ⑤ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び策定・変更届、及び行動計画の写し
- ⑥ その他「必須提出資料」に記載されている資料
- ⑦ 評価項目1～13において①の記載内容を証明する添付資料

4 申請期限・提出方法

- (1) 期限：令和8年7月17日（金）17:00（必着）
- (2) 提出先：下記8「提出先、問い合わせ先」まで

- (3) 提出方法:電子メール又はアップロード用のURLへ(事前にお問合せください)、あるいは郵送、持参により提出してください。外部媒体での提出はご遠慮ください。(詳細は5 (5)を参照)

5 申請にあたっての留意事項

- (1) 必要項目のNO.1~NO.5のすべてを満たしていることを確認のうえ、申請願います。満たしていない場合には、審査を行うことができません。
- (NO.1) 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録を行っていること
 - (NO.2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を①策定し、②労働局へ届け出ているとともに、③計画内容を公表していること
 - (NO.3) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を①策定し、②労働局へ届け出ているとともに、③計画内容を公表していること
 - (NO.4) 全ての労働者、正規雇用労働者及び非正規雇用労働者の区分ごとの男女の賃金の差異について把握していること
 - (NO.5) 過去1年間における従業員1人あたりの月平均所定外労働時間が45時間未満であること
- (2) 重大な法令違反がある場合は、認定基準未達成となります。
- ・ 県による書類確認時、アドバイザーによる法令遵守状況確認時等に重大な法令違反を確認した場合、企業に対しその旨を伝達します。
 - ・ 基準未達成として認定審査会に諮ります。
- (3) 認定範囲は以下のとおりです。
- ① 岐阜県内に1事業所のみ、県外になし
→当該事業所
 - ② 岐阜県内に本社及び支店等あり、県外になし
→本社及び全ての事業所
 - ③ 岐阜県内に本社(及び支店等)あり、他の都道府県に支社・支店等あり
→本社及び全国すべての事業所、ただし海外の支社・支店等は含めない
 - ④ 他の都道府県に本社あり、岐阜県内に支社・支店・工場等あり
→岐阜県内に所在する全ての事業所をまとめて
- (4) 現地調査を実施します。
- 申請内容の確認にあたっては、岐阜県職員及び岐阜県が委嘱した社会保険労務士が現地調査(訪問によるヒアリング調査)を行いますので、調査に対応可能な企業のみ申請いただきますようお願いいたします。
- (5) 申請書、計算表、添付文書の提出方法は以下のとおりです。
- 【全て電子データで提出する場合】**
- ・ 項目ごとに1ファイルとしてください。
 - ・ ファイル名に項目番号を付してください。(例:評価05:女性管理職登用)
 - ・ ファイルサイズが合計5MB以上となる場合は、アップロード用のURLを送付しますので、提出前にご連絡ください。

- ・申請書はワード、県様式の計算表等はエクセルで提出してください。
- ・申請書等は、所定の様式（ファイル形式）を変更せず、そのまま提出してください。
- ・外部媒体での提出はご遠慮ください。

【紙媒体で提出する場合】

- ・添付資料の右上に項目番号を付してください。
- ・提出資料はすべてA4サイズ（一部A3サイズ折込可）とし、付せんは添付しないでください。
- ・フラットファイル等での提出はご遠慮ください。
- ・申請書（ワード）及び計算表等（エクセル）の電子データを併せて提出してください。

6 特典

エクセレント企業は、①～⑨の特典を受けることができます。

- ① エクセレント企業認定証の授与
- ② エクセレント企業“のぼり”一式の支給
- ③ エクセレント企業シンボルマークを活用した、認定企業であることのPR
- ④ 県内ハローワーク、岐阜県中小企業総合人材確保センター、岐阜県子育て人材支援センターの求人票への「エクセレント企業」の表示
- ⑤ 岐阜県中小企業資金融資制度「企業活力支援資金」の利用
- ⑥ 優遇制度を設けている県内金融機関の各種金融商品の金利優遇
- ⑦ 県の物品等調達における優遇
- ⑧ 県の建設工事の入札参加資格審査における主観点数の加点
- ⑨ 岐阜県仕事と家庭の両立支援アドバイザーの派遣

注：特典は変更する場合があります。

7 認定後の取組内容等の確認

エクセレント企業は、認定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して3か年度経過した時点において、ワーク・ライフ・バランス推進のための取組内容等を県に報告し、県の審査を受けることとなります。そのため、令和8年度認定エクセレント企業に対して、令和12年度（2030年度）に取組状況を報告していただきます。

8 提出先、問い合わせ先

岐阜県 子ども・女性部 男女共同参画推進課 両立推進係
 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
 TEL 058-272-8237（直通）
 FAX 058-278-2611
 E-mail c11234@pref.gifu.lg.jp